

裾野市公共ライドシェア実証運行支援業務委託
企画提案仕様書

1. 業務名称

令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（「交通空白」解消タイプ）
裾野市公共ライドシェア実証運行支援業務委託

2. 業務目的

裾野市はバスの運行不足や民間交通事業者の担い手不足などにより、交通空白地などの課題がある。特に須山地区は公共交通の利便性が低く、時間帯により「交通空白」が発生しており、学生や高齢者等の交通弱者の移動支援が必要となっているため、令和7年度に公共ライドシェアの実証実験を実施した。

本業務は、令和7年度に実施した交通空白解消のための調査及び公共ライドシェアの実証運行結果を踏まえ、区域運行を加えた公共ライドシェアの実証運行支援及び事業効果を検証することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和9年2月5日（金）

4. 業務内容

（1）実証計画案の作成

令和7年度に実施した「裾野市交通空白解消のための調査業務結果（別添資料1～4）」を踏まえ、実証経路、運行日・時間、乗降場所及び運賃など今年度の実証計画案を作成する。なお、定時定路線については、運行ルート、バス停、ダイヤを作成する。区域運行については、乗降ポイント表示板を作成する。

（2）実証計画修正版の作成

（1）で作成した公共ライドシェア実証計画案について、市が実施する市民意見聴取結果を踏まえ、タクシー事業者等関係機関と協議・調整を図りながら、必要に応じて修正を行い、実証計画修正版を作成する。

【公共ライドシェア実証計画案】（運行は別途市が運行事業者に委託）

- 運行期間…令和8年11月～令和9年1月のうち、平日50日以上
- 運行形態…定時定路線運行及び区域運行（8本程度）
 - ・定時定路線運行…主に学生向け（6時～8時、17時～20時）
 - ・区域運行…主に高齢者向け（8時～15時）
- 法的区分…道路運送法第78条の2
- 運行日・運行時間帯…平日、6時から20時まで
- 運賃…200～800円程度
- 運行車両台数：1台（乗車人数9人）

（3）実証運行における体制構築等の支援

作成した実証計画修正版に基づき、対象地域（市内全域を想定）において、公共ライドシェ

ア実証運行を実施するため、事前体制構築や運用面の検討等に関する支援を行う。また、AI オンデマンドシステムを導入し、運行事業者が運行設計内容に沿った送迎を実施するものとする。

①AI オンデマンド交通のシステム構築の設計支援

AI オンデマンド交通のシステム構築に当たって、事前に決定・調整すべき事項（運行設計内容）についての整理・検討の支援を行う。

②ステークホルダー調整支援

ステークホルダー（地域住民・交通事業者・関係機関等）との協議や合意形成、実証運行・運行委託等を行うにあたり、説明・協議事項の整理及び資料作成を行う。

③広報支援

実証運行を実施するに当たって、運行サービスや予約・利用方法等をまとめた資料（A4版概要資料）を作成するとともに、利用者への利用支援を行う。なお、資料の印刷や回覧は市が行う。

④利用者アンケートの実施

公共ライドシェア利用者に対し、利用特性（利用目的、利用頻度等）やサービス満足度、改善すべき課題等を把握するためのアンケート調査を実施する。

(4) 本格運行に向けた分析・検証

①利用実績の集計・分析

実証運行期間中の利用実績について、集計・分析する。

②評価・検証

実証運行結果を踏まえ、利用実績やコスト構造、利用者満足度などの分析を行い、ライドシェアの運行に関する課題の整理と将来スキームの検証を行う。

(5) 報告書の作成

これまでの結果について、報告書を作成する。

(6) 裾野市地域公共交通活性化協議会説明資料の作成

本事業に関する説明資料を作成する。裾野市地域公共交通活性化協議会の開催は1回程度を予定する。

5. 成果品

本業務の成果品は、次のとおり納品し、成果品の権利は市に帰属する。なお、市が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

① 報告書 2部

② その他関係資料一式

③ 電子データ

6. その他

(1) 打合せ等

業務の実施に当たっては、市と十分打ち合わせを行い、作業を進めること。また、関連法令をはじめ、国・県等のマニュアル・手引きその他を十分に参照し、業務を実施すること。

(2) 秘密の保持

本業務の遂行において知り得た個人情報等を他人または外部に漏らさないこと。

(3) 委託料の支払い

受託者からの完了報告を受け、市が検収したあと、予算の範囲内で委託料を支払うこととする。

(4) 著作権等

本業務のために作成した図書等の著作権、著作権は市に帰属するものとする。

(5) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項の解釈について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、市と受託者が協議の上、これを定めることとする。